

一般社団法人日本家族看護学会 利益相反管理指針

1. 目的

本利益相反管理指針（以下、本指針）は、一般社団法人日本家族看護学会（以下、本学会）の会員等が看護学研究を行うにあたり、企業の研究への関与や、研究に関わる企業と当該研究者との間に経済的利益関係等が存在することにより、研究で必要とされる公正かつ適切な判断が損なわれると第三者から懸念されかねない必然的・不可避的に発生する状態（以下、利益相反）の適切な管理を行うための指針を示すものである。別途利益相反管理細則（以下、細則）にて利益相反の管理基準および運用方法、利用可能な様式等を示す。本指針は第2項にある対象者に適用される。

なお、本指針は、臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に即した日本看護系学会協議会（JANA）COI管理ガイドラインを参照しつつ、個人収入に関わる研究者が自己で行う申告に加え、研究に対する企業・法人組織、営利を目的とする団体の関与（研究費、物品、役務等の提供）について申告を求めるものである。

2. 利益相反管理の対象者

以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- (1) 本学会役員・各種委員・学術集会長等
- (2) 学会誌への論文投稿者および共著者
- (3) 学術集会の発表者等
- (4) その他の学会関連活動を担当する者
- (5) 上記各号の対象者と生計を一にする配偶者及び一親等内の親族

3. 対象となる活動

本学会が行うすべての活動のうち、企業・法人組織、営利を目的とする団体が関与する活動（産学連携を含む）が対象となる。特に、学会誌への投稿、学術集会や関連するセミナー等で発表する際には、本学会指定の利益相反申告書の提出、開示を義務付ける。

4. 利益相反状態を申告すべき状況

上記2.の各号に定める対象者は、個人における以下の事項について、細則の規定に従い、その正確な状況を本会理事長に申告するものとする。なお、申告された内容の開示、公開の方法については別に細則で定める。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員・顧問職・社員などへの就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権使用料等の受領
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの原稿料等の受領
- (5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの講演料等の受領
- (6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費等の受領
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる奨学（奨励）寄附金等の受領

(8)寄附講座への所属

(9)その他報酬（研究とは無関係な旅行・贈答品など）の受領（責務相反を含む）

(10) 個人的利害関係が生じるような状態（機器等や役務の提供など）

5. 利益相反との関係で回避すべき事項

研究責任者は、以下の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）状態を維持する必要がある。

(1) 研究を依頼する企業の株の保有

(2) 研究の結果から得られる製品・技術等の特許権、特許料の獲得

(3) 研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の場合は除く）

ただし、(1)(2)(3)に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該研究が社会的にきわめて重要な意義をもつような場合には、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該研究の責任者に就任することができる。

6. 実施方法

実施方法については、別途細則にて定める。

7. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるため、利益相反管理委員会により定期的に見直しを行い、改正することができる。

附 則

本指針は令和5年2月16日より施行する。

令和5年1月5日 利益相反管理委員会 作成